

## 令和2年度 宮崎県立妻高等学校部活動に係る活動方針

### 1 基本方針と目標

生徒の心身の発達と社会性を培う活動を基盤にし、学習との両立を目指した心身ともにバランスのとれた生徒を育成する。また、職員の業務負担の軽減を図ることにより、充実した学習指導や生徒指導ができる環境を整える。

- 生徒は、学習と部活動のバランスを図り、メリハリのある部活動を実践する。
- 職員は、ワークライフバランスの実現を図る無理のない部活動の指導をおこなう。

### 2 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部活動顧問が年間活動計画（活動日、休養日及び出場予定の大会日程など）並びに、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職へ提出する。
- (2) 年間活動計画及び月間活動計画は生徒・保護者に公表する。
- (3) 部活動顧問の複数配置。
- (4) 練習試合など対外的な活動については、適正な日程と無理のない計画を立案する。
- (5) 生徒・職員に対して定期的に状況調査をおこない、必要に応じて面談を実施する。
- (6) 管理職が職員の勤務実態を把握し、過重負担にならないよう指導助言をおこなう。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 生徒の心身の健康管理について、カウンセリングや健康チェックを定期的におこない、適切な練習と休息のバランスに心がけて活動する。
- (2) 活動場所における施設・設備の点検や安全対策を構築し、事故防止に努める。
- (3) 部活動の指導を目的とした体罰はもちろんのこと、身体接触や差別的な言動などのハラスメントは絶対に許さない姿勢で活動する。
- (4) 顧問が不在の場合は、活動を休止するか事故の起こらない活動に切り替え、活動を監視できる他の部顧問への協力を要請して活動する。協力が得られない場合は部活動は実施しない。
- (5) 生徒・職員数の実態による部活動数の適正化を目指す。
- (6) 保護者の理解と協力は運営上欠かすことのできないことであり、顧問は指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に提示する。
- (7) 部活動の関係者（OB や保護者など）の過度な期待による部活動の在り方への助言等については、活動方針が最優先であることを理解していただく。

### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日 学期中は週に原則2日以上以上の休養日を設ける（平日1日、土日1日）。詳細は月間活動計画に明記する。
- (2) 活動時間 学期中：平日2時間程度 週休日3時間程度（練習試合や大会等を除く）
- (3) その他 ①定期考査1週間前（土日含む）は部活動をおこなわない。大会等がある場合は練習延長願いを提出し許可を得る。  
②平日の休養日は各部活動の実情に合わせて実施する。

### 5 参加する大会や練習試合等の見直し

- (1) 生徒や顧問により参加する大会を精査し見直しをおこない、負担軽減を図る。
- (2) 大会への参加は学校長に必ず許可を得て出場するものとし、生徒の健康面や学習面を十分配慮する。